

きに来訪するタイプであったことから、就労及び職員との信頼関係の重要性が改めて認識されるといえよう。なかでも仕事の重要性は、社会的適応に失敗した元少年が自らも安定的な職業と収入源を欠いていることに言及していたことに見られるように、最重要の要因と思われる。(注4)

なお、表の家族のうち「生殖家族」には、すでに結婚して子どもがいるもの1名とともに、同棲中のもの1名も含めた。これらのケースから、前者における妻子に対する責任感、後者における結婚式の資金を女性と一緒に貯めるといった新たな「家族」メンバー紐帯ばかりではなく、女性の親が間接的に重要な役割を果たしているということが発見された。すなわち結婚について女性の親の承諾や合意を得たり、親からの信頼を獲得するということが重要なファクターとして加わっていることが判明したのである。女性の親から結婚への承諾を得るために、まじめな生活、勤勉な生活、安定した生活を行なう必要があるということである。ただし、今回の聞き取り調査では2ケースに過ぎないため、今後より多くのケースに当たってその妥当性が検討される必要があるといえよう。

#### 4. 第2年度の調査結果の政策へのインプリケーション

第2年度の調査結果から得られる政策へのインプリケーションは――初年度の調査結果も参照したうえで、その重要性にかんがみて主要なものを重複をいとうことなくピックアップすれば――以下のものが挙げられよう。

ア)

更生保護施設の少年たちへの就労機会の提供はもとより、今後、将来におけるより広い職業選択に役立つ機会が提供される工夫がなされることが望ましいと考えられる。

これは、現地調査を行なったドイツの取り組みが示唆しているように、最新の技能を提供することが望ましいと考えられるとともに、さらに、

少年院や更生保護施設以降における少年の社会復帰への働きかけが、労働行政、社会福祉さらに少年の矯正や更生保護が連携し、非行少年の個人的なニーズや意向を尊重するとともに、社会の大きな変化を認識してその動向に合致したものを提供し、それが国全体として効率的に行われることが望ましいと考えられる。

元非行少年たちにとっては、日々の営みが社会生活への適応であり、本人たちが完全に社会復帰に成功していると考えているわけではない。このような元少年たちの主観的な意識が明らかになったのも今回の聞き取り調査の重要な意義の一つと言えよう。元非行少年たちは、日々努力をしており、もう何の心配もない状態で社会に適応できていると考えているわけではないということが理解される必要がある。彼らは、毎日の実践によって、上司や経営者から仕事ぶりをほめられたり、期待される職責を十分に果たしたりして、たえずそれを達成しているということである。すなわち、それは絶えざる努力の試みの過程であり、常にその途上にあるということもできる。日々の達成において仕事は最も重要な要素となっている。ただ、多くの少年たちが屋外の工事現場で働いていることが長期的な視点にたって考えたときに気がかりである。

この点について、ドイツでの海外調査で明らかになった少年の矯正施設における職業訓練が示唆的である。ドイツの非行少年の矯正施設では、コンピュータで制御された最先端の機械を用いて収容少年に対する職業訓練が行なわれている。その重要な特徴は、施設で行なわれている職業訓練が提供可能な最高水準のものであり、犯罪を行なった少年だからということで一般の少年、青年、人々を対象とするものよりも質が落ちるといったものではなく、時代遅れというものでもないということである。さらにもっと重要な特徴は、何よりもその職業訓練が矯正施設のみで孤立して、閉鎖的に行なわれてはいないということである。すなわち、職業訓練に参加しているのは、矯正施設の少年たちばかりではなく、近隣の一般の青少年もまた施設の外の自宅から通ってきて訓練を受けているということである。閉鎖施設でありながら、地域に対して開かれているということ、コミュニティの人々にとって制度として解放され機能

しているということである。

この点に関してわが国では、例えば少年院の職員として社会福祉士が採用されたり、少年院から仮退院の準備をするに当たってハローワークに連絡を取ったりすることが行われるようになった。これは、法務省と厚生労働省の連携が始まったことによるもので、少年院を仮退院する少年の社会復帰のために好ましい効果を与えることが期待される。しかし、少年院で行なわれる職業教育が地域の青少年に開放されていたり、一般の青少年が参加するには至っていない。少年院において20年ほど前から行なわれている資格取得に関しては、例えばフォークリフト、溶接、危険物取扱者をはじめとしてバラエティに富むものになっている。しかし、それらはあくまで施設の内部で非行少年を対象として行なわれているにとどまっており、省庁間の枠を超えたものとして行なわれてはいない。また、資格取得を目的とする以外の職業教育ではシンプルな機材を用いた伝統的なハンドクラフト的な内容が中心であったり、忍耐力を含む勤労意欲の涵養が図られたりもしている。

効率から言っても、職業訓練を施設の内部に留めておく必要はないであろう。とりわけそれらが地域に対しても開かれており、最先端のものを求めて施設の外に通わせることもできれば、施設の中に最先端の機材を導入して、施設に収容されている少年ばかりではなく、機械の設置場所や、それが設置されている場所への外部からのアクセス等について十分な配慮をしたうえで、一般の少年たちに対しても機会を提供して受け入れるという方針転換がなされてもいいのではないだろうか。いうまでもなく、わが国では財政が逼迫している下で少子化が起きており、予算を効率的かつ有効に使用する必要がある、その意味からも省庁の枠を超えたいずれかの方策が採用されるのが好ましいように思われる。

イ)

元少年たちが指摘する立ち直りによる社会的適応を成功させた要因は、更生保護施設の職員からの信頼であり、それが十全に発揮される条件を整える必要があると思われる。

ある元少年が「根拠のない信頼」という言葉を用いていたが、この言葉は少年と職員との間に形成される信頼の特徴を最も適切に表現しているように考えられる。すなわち、少年たちは更生保護施設で生活することになった経緯においても、すでに警察、検察、少年鑑別所、家庭裁判所、保護観察所、少年院などの施設を経由してきている者がほとんどである。更生保護施設に至るまでにも、家族の親をはじめとするメンバー、警察官、少年鑑別所の技官や教官、家庭裁判所の調査官や裁判官、保護観察所の保護観察官や地域で指導にあたる保護司、そして少年院の教官等と接し、コミュニケーションを行ない、そのなかで誓いを述べたりしながら結局それを守れなかったり、そうした専門家や大人たちの期待を裏切ったりしてきた。もう見離されたとしても文句が言えない自分であるにもかかわらず、更生保護施設の職員が、自分を受け入れ、施設の生活の中で立ち直っていくことを信じて対応してくれたというのである。元少年のなかには、すでに更生保護施設を体験し、そこにおいて職員を裏切る行為をして少年院に入ることになったにもかかわらず、再度同じ更生保護施設の職員が受け入れてくれたことに言及する者もいた。聞き取り調査の中で元少年たちには、「根拠のない信頼」という言葉以外に、ダイレクトに「信用してくれた」、「見捨てなかった」という言葉を用いた者もあり、彼らは、親との間に形成しえなかった信頼の絆を職員との間で築き上げたということさえできるように思われる。

こうした、少年と職員との信頼関係にかんがみて、それを促進するための客観的条件が整えられることが望ましいと考えられる。すなわち、困窮する非行少年の立ち直りへの対応を充実させるためには、非常に不遇な状況に置かれている更生保護施設の職員の待遇を改善する必要があると思われる。

この点に関して、平成 24 年度から、法務省保護局によって、更生保護施設のなかでも、少年や薬物乱用者といった処遇に特別な配慮が必要になる者、つまり再犯をさせないように処遇するには手のかかる者を引き受けるにあたっては、2300 円の措置費の上乗せを行うという工夫がなされることになったが、このように改善の端緒がもたらされたことは

高く評価するに値する。

ただ、調査者が成人を中心とした更生保護施設で少年の枠を持っている施設を訪問して聞き取り調査を行ったところでは、一度少年を引き受けたが、少年は成人の約3倍の手間がかかり、施設内で問題行動をしたりするのでもうコリゴリであり、2度と引き受けるつもりはないと明言する施設の責任者もいた。確かに少年1名当たり2300円の上乗せは有意義なことである。ただ、この上乗せの費用を捻出するために、成人の措置費が逆に減額されたようだが、成人の定員とともに少人数ながら少年の定員枠をも持っている更生保護施設が、総収入の減少を防止するために、少年の収容を開始したり促進したりするようになるかといえ、その可能性は大きくないように調査者には推測される。

調査者は改善に敬意を表し歓迎すべきものとして評価するものであるが、成人を中心とした施設にとっては、非行少年を引き受けるにはリスクが依然として高すぎ、他方で、少年のみを引き受けていたり、少年を中心として引き受けたりしている施設にとっては、1日2300円の増額ではまだ十分とはいえないレベルにとどまっているように思われる。

ウ)

更生保護施設及び少年院以前に非行少年と関係した社会福祉機関における少年への対応について再検討し、必要に応じて改善がなされる必要があると思われる。

更生保護施設の少年たちにはそれ以前に養護施設や児童自立支援施設などの社会福祉施設での生活を経験してきたり児童相談所・児童福祉センターまたはそれが紹介したり措置したりする社会福祉機関における対応を経験してきたりしている少年たちが圧倒的多数を占める。児童自立支援施設は非行少年への福祉的対応機関であるが、養護施設はそうではない。少年たちからの聞き取りをしている過程で、養護施設ですでにさまざまな犯罪の加害行為を行ったり、被害にあったりしていることが判明した。その初期の段階で適切に対応することによって、その後の少年院への送致を避けることができるのではないだろうか。いやより

精確には、その後少年院送致という家庭裁判所における少年審判の決定をもたらすような非行をすることを避けることができる余地があると考えられる。たとえば、とりわけ養護施設では、未就学の児童から高校生までの多感な思春期を含み、身体と精神の発達のアンバランスな時期を含む子どもたちの相互作用のダイナミックスが働いている世界であり、コンフリクトが常に発生している。同年齢の複数の子どもたちが同居することによって集団による対抗関係も発生しやすい。多数在住すれば、コンフリクトはより重大化するとともに、一人の逸脱行動に対して複数の少年たちが同調して参加し、エネルギーが相乗化し、非行などの逸脱行動が増幅し、職員が十分に対応しきれない事態も発生している場合がある。児童を対象とした社会福祉施設の職員は、非行や重大な事象が発生するような場合に対処する能力を涵養する訓練を受けている必要があるのではないかとと思われる。

しかしながら、さらに付言すれば、そもそもこうした児童を対象とした社会福祉施設は、他の子どもたちが一般的に置かれている環境により近い環境で育成され、成長するのが望ましいのではないのだろうか。よりダイレクトにいうならば、委託される「保護者」とのマッチングが重要なテーマになることは当然の解決されるべき課題として、良好な関係が形成されない場合への対応策、または良好に推移しない兆候が現れた段階での対処方法等について考案されたうえで、たとえば里親などの家族により近い家庭的環境が提供されるのが望ましいのではないだろうか。

このことについては、現地調査を行なったスウェーデンでの里親制度が参考になると思われる。平成 23 年 9 月の海外調査によって、スウェーデンでは少年院を退院した後の少年に対しても、再び施設的なまたは寮のような環境で生活させて社会への再適応を図るのではなく、行政機関——すなわち国家公務員や地方公務員——によるのではなく、民間の業者、NPO 法人の職員によって里親のもとへ委託されるといった形態が取られていることが明らかになった。このことは更生保護施設等の今後のあり方についても参考になるように思われる。ただし、スウェーデン

では 18 歳未満の少年が対象となるのに対して、日本では、欧米諸国であればすでに成人したと見なされる「年長少年」をも含めて対応しており、その年齢層の少年が多くを占めるわが国とは状況が異なることが認識される必要があるだろう。少なくとも、日本においては更生保護施設の職員対少年の比率が、より社会福祉施設における比率に近いものに改善される必要があることだけは確かに思われる。

エ)

更生保護施設の少年たちには親子関係が完全に途絶してしまったり、関係の修復に大きな困難を伴うと思われる崩壊的状態の家族が見られ、とりわけ女子の非行少年の家族のほうが崩壊度が高いのではないかと推定される。そのため、より正確な調査が進められる必要があるとともに、わが国の民法（家族法）の単独親権の見直しについても検討する余地があるように思われる。

離婚後の親権について日本は、世界的に見て、とりわけ先進国においてマイノリティに属するものとなっており、ハーグ条約にも加盟していないため、外国人と結婚しその後離婚した日本女性による子どもの連れ去りによって国際的な非難を招いたりもしている。その根底には、先進諸国の多くでは離婚に際して子どもについて共同親権制度となっているのに対して、わが国では単独親権となっていることがあり、子どもが乳幼児や幼少であったりする場合ばかりではなく、小学校、中学校、高等学校の学齢期にあっても、子育てにおける母親の役割の重要性が評価される形で、母親が親権者となる場合が多数を占めている。しかも、平成 24 年 4 月から改正された民法が施行されてはいるが、父親との面会交流が十分に保障されていない現状がある。離婚家庭の少年は母親の一存によって、父親が不在の母子家庭で成育されるケースも多く、これは男子少年にとっては、身近な父親のモデルが存在しないというハンディキャップを伴った家庭環境で生育することを強いることになる。また、いったん母親が親権者になってしまえば、その後再婚するような場合においては、もはや子どもの生物学的父親へ一切相談したり、彼から了承を

取ったりすることなく、新たなパートナーと子どもとの間で養子縁組をして子どもに対して新たな父親を与えることもでき、そこには子どもの意思や希望が反映される余地が少ない。15歳未満であれば、再婚相手と自分の子どもとの養子縁組を子どもの意思と無関係に行なうことができるし、15歳以上であったとしても子どもにとって親の意思に反して拒否をすることは容易ではない。

日本の法制度は、子どもの権利の観点から問題があるばかりではなく、生物学的父親が自分が設けた子どもに対する責任を放棄することをむしろ促進するようなシステムになっているといわざるをえない面を持っている。いうまでもなく親によっては面会交流さえも好ましくないと考えられるケースもあるが、基本的には自分たちが設けた子どもについては、その成人までの成育の第一責任者であるというスタンスで臨むことがふさわしいように考えられる。日本の現状は、この点について改善の余地があるものと思われる。

例えば調査者が聞き取りを行なった少年の一人で、その後更生は成功しなかったが、4人の父親を持つ者がいた。すなわち、彼には今までに短、中長期に一緒に生活してきた父親が4人いる。

聞き取りの際には、自分の認識に自信がなく絶えず他者の顔色をうかがって発言してきたと思われる形跡があった。これは調査者に対してというよりも、自分よりも年長者に対して、あるいは自分に対する裁量権を持っていたり、自分とほぼ同年齢であっても自分よりもパワーを持っていたり、自分に対して大きな影響を与える可能性がある少年が判断した人間に対して、絶えずその意向に反することがないように、自分に不利な結果を招くことがないようにと常に顧慮（苦慮）しており、調査者の場合はまったく自由に語ってもらうという形式で聞き取りを行っていたが、それにもかかわらずそうしたしぐさが現われ、今まで非常に敏感に相手の行動を察知し自分の言動についてコントロールするところを行ってきた習慣と考えられた。父親が変わる度に、その都度新たな予想不可能な事態に直面して仕切り直し、緊張を強いられて相互作用をしてきたものと思われる。とりわけ表明した考えに対して否定的な反応



が返ってくるのではないかとたえず警戒して疑心暗鬼に対応してきたと思われる。安定的な父親を得て、自己の男性の成人したモデルとして設定し、それを目標として自我を発達させることが不可能であったばかりか、アイデンティティの確立も容易ではなかったのではないかと推測される。安定的な父親との関係を構築して維持できたならば、成人男性のモデルを得てより健康的な自我を発達することができるのではないだろうか。少年にはそうした機会を与えられる権利があるように思われる。

また、更生保護施設的女子在住者は、男子の在住者よりも親子関係が不良である。より明確に言えば遺棄の程度が非常に激しかった。もし単独親権でなければ、こうしたリスクは低減したのではないかと推測される。

今回の聞き取り調査によって得られたこうした新たな仮説に関して、母子家庭において母親の配偶者が多数変遷するような場合に、男子少年とともに女子少年はどのような影響をこうむるのかについて、今後調査を推し進めていく必要がある。その際の課題として、調査内容がプライバシーと関わる部分が多く容易とはいえないが、匿名性を保持しつつできるだけ深層にまで至る聞き取りを行なうとともに、可能な限り多くのケースについて収集して検討することが望まれる。(注5)

### Ⅲ. おわりに

本研究は、少年院等を出ながらも、親が貧困や家族的に崩壊状態にある等の理由から家族が受け入れ不可能であったり、親元に帰すことが不適切と思われる少年たちが生活する「更生保護施設」での少年たちの状況の把握、施設から出た後に経済不況下で困難に直面しながらも社会的適応に成功したケースとその要因の把握を行い、他国における対応を参観した上で、現況を改善するために可能な施策を示唆することを目指すものであった。調査の方法などについては、本報告書において初年度と次年度とに分けて調査を紹介するにあたってそれぞれの冒頭で述べた

通りであるし、得られた結果は、「I. 本研究の概要」と「第2年度調査の政策的インプリケーション」に述べた通りなので繰り返すことはしない。

最後に補足されるべきこととしては、それは本研究から得られる以上に述べてきたような政策的なインプリケーションが実施されるにあたっては、訪問したウィーンにある国連の犯罪と薬物乱用に対する最も中心的機関の少年司法の担当者が強調していたように、わが国においても1989年に批准された「子ども（児童）の権利条約」はもとより、「北京ルール」や「リヤドガイドライン」など、子どもの人権を尊重する国際準則に則って、それらが推進され、充実されて行く必要があるということである。

#### <注>

1. 本調査を行った時点では、『犯罪白書』において少年院収容者については単身家庭など親からの保護状態についての統計ばかりではなく、社会福祉施設の収容少年や児童自立支援施設の出身少年と少年非行との関係についての調査が必要ではないかと考えられたが、『平成23年版 犯罪白書』の特集において、そうした調査が行われるようになったのは非常に有意義なことといえよう。
2. 本調査の過程において、少年本人からの更生保護施設以外の機関や組織に対する不満や、両者の関係について今後十分な配慮と改善を要すると考えられる点についても知ることとなったが、本報告書において論述することは差し控えたい。
3. 『平成23年版 犯罪白書』258頁。
4. なお、聞き取り調査の過程で判明した、職業、仕事によって得られる安定した収入と関係することとして、今後の更生へ「パチンコ」の

悪影響が懸念されないわけではないことを指摘しておきたい。

聞き取りを行った者の約 20%が趣味としてパチンコをあげた。そのうち一人は、勝ったときは 17 万円くらいを得たことがあり、負けるときは 5 万円くらいを失うと言う。いうまでもなく負けるときの方が多。それにもかかわらず、パチンコ店へ通うのは、やはり勝ったときの快感が非常に強烈で忘れがたいためであろう。

法律的に賭博を禁止しながらも、他方で実質的には多額の金銭を用いた賭けが行われ、実際にそれが現金に換えられることが容認されているとしか思われない現在のシステムがはたして妥当なのかどうか、健全な娯楽といえるのか、はたしてどのような影響を犯罪や更生保護等に与えているのかを冷静に検討する時期に来ているように思われる。

5. こうした指摘は、今回の研究調査とともに、調査者の家庭裁判所調停委員としての、離婚、親権争い、面会交流などの家事調停の経験にも基づいているものだが、今回はこの点について論述する場ではないので、別の機会を得てより演繹することにしたいと考える。いずれにしても本報告書における児童の福祉施設と親権に関する示唆は試行的なものにとどまっていることを付言しておきたい。

#### <参考文献>

鮎川潤「犯罪白書と少年非行・若年成人犯罪研究」『罪と罰』第 49 卷 1 号、5-15 頁、2012 年。

花島政三郎『10 代施設体験者の自立への試練：教護院・20 歳までの試練』法政出版、1996 年。

法務省法務総合研究所編著『平成 23 年版 犯罪白書』

他

#### IV. 成果一覧

##### 1. 出版物

鮎川潤 「犯罪白書と少年非行・若年成人犯罪研究」『罪と罰』第49巻  
1号、5-15頁、2012年。

鮎川潤 「日本における少年非行への対応」、第8回 公開シンポジウム『現代日本の犯罪発生率の低さを理解する (Understanding Low Crime Rate in Modern Japan)』成果報告書、日本犯罪社会学会、  
38~51頁、102~110頁 (英語)、2012年。

##### 2. 学会発表

鮎川潤 「日本における少年非行への対応」、国際犯罪学会 第16回世界大会 (16th World Congress International Society for Criminology)、日本犯罪社会学会主催 第8回 公開シンポジウム、  
テーマ:「現代日本の犯罪発生率の低さを理解する (Understanding Low Crime Rate in Modern Japan)」、2011年8月。

鮎川潤 「困窮する非行少年とその支援に関する研究」、子ども家庭福祉研究講演会、恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所主催、  
2012年2月。

